

放課後・土日の学習支援事業委託業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、豊中市教育委員会が実施する「放課後・土日の学習支援事業委託業務」（以下「業務」という。）の事業者選定にあたり、知識や経験の豊富な指導経験者による学習支援を行うことができる事業者の高い専門性と信頼性、実績、事業実施体制等を慎重に審査選考し、総合的に最も適した事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関する事項を定めるものである。

2. 業務委託概要

（1）委託名称

放課後・土日の学習支援事業業務

（2）委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

（3）業務内容

別紙「放課後・土日の学習支援事業委託業務仕様書」のとおり

（4）委託上限額（年額、税込）

31、299、000円（税込）

想定参加人数675人

内訳は以下のとおりとする

担当：中央公民館（市立第一、三、四、十六、十七中学校）

想定参加数計214人

千里公民館（市立第八、九、十一、十四、十五中学校）

想定参加数計147人

螢池公民館（市立第二、五、十三、十八中学校）

想定参加数計77人

庄内公民館（市立第七、十二中学校、庄内さくら学園）

想定参加数計237人

・人件費には、賃金のほか社会保険料（雇用保険料、労働保険料等）に係る事業主負担分を含む。

・本事業により必要となる機械・器具等については、リースまたはレンタル料で積算する。

3. 委託事業者選定方針

別紙「放課後・土日の学習支援事業委託業務仕様書」による業務を、適正かつ確実に実施する提案内容であるとともに、これを実行するに必要な能力を有する事業者であること。

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる事業者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 市区町村税（本店所在地および本市分（支店、営業所等が豊中市に存する場合に限る。））の消費税および地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項または第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。ただし同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。））に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。（以下「旧法」という。））第30条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。））をしていない者または更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者または更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 次の①から⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ②暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

④役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められるとき。

⑤役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

5. 募集内容

(1) 募集方法 市ホームページで公表することで募集を行う。

(2) 方法 ①プロポーザル参加表明書(様式第1号)を令和6年6月5日(水)17時までに教育委員会中央公民館に電子メールで提出する。メール送申込信後、教育委員会中央公民館に確認の電話を行う。

②企画提案書等11部および電子媒体(CD-R 又は DVD-R)に格納したデータを令和6年6月12日(水)17時までに教育委員会中央公民館に提出する。(窓口での受付のみ可。郵送等での受付不可)

6. 企画提案書等の提出

本プロポーザルについて次に掲げる書類を紙および電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で提出しなければならない。

(1) 企画提案書(様式任意)

(2) 業務の実施体制(現在行っている事業の全体と本事業の実施体制、様式任意)

※組織図等を用いて記載してください。

(3) 見積書(業務に係る費用とその内訳、様式任意)

(4) 使用教材等のサンプル

(5) 前年度の収支決算書または受付印のある前年度の確定申告書写し

(6) 公募型プロポーザルに関する入札参加資格について(様式第2号)

7. 企画提案書等の経費負担について

本プロポーザルに参加する事業者が提出する書類作成等の経費は、全て事業者の負担とする。

8. 質疑回答

本プロポーザルに関する質疑については、参加表明書を提出した事業者のみが、放課後・土日の学習支援事業委託業務公募型プロポーザルに関する質問書(様式第3号)を令和6年6月6日(木)17時までに電子メールにより提出できることとする。

質疑への回答については、放課後・土日の学習支援事業委託業務公募型プロポーザルに関する質問回答書(様式第4号)を令和6年6月10日(月)17時までに市ホームページに掲載する。

9. 審査概要

(1) 放課後・土日の学習支援事業業務委託先事業者選定委員会

公募型プロポーザル方式により事業者選定を行うため、豊中市教育委員会で構成する「放課後・土日の学習支援事業業務委託先事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会構成

委員会は、中央公民館長、学び育ち支援課長、学校教育課長、中央公民館長が指名する者で構成する。

(3) 審査方法

別に定めた評価基準により、提案内容について書類による審査およびプレゼンテーション審査を行う。

なお、応募者が5者以上の場合は、第1次審査（書類審査）を行い、第1次審査通過の4者に対し第2次審査（プレゼンテーション審査）を行う。

但し、第2次審査において最高得点者の合計点が50％に満たない場合は選定しない。

(4) 成立の可否

本プロポーザルに参加した事業者が1者以上ある場合、本プロポーザルは成立するものとする。

10. 審査結果の通知および公表

第1次審査結果および通過事業者のプレゼンテーション日時は、別途通知するものとする。

第2次審査結果は参加事業者に通知し、あわせて、本市ホームページ上で公表する。
ただし、選定されなかった事業者の審査結果は事業者名を公表しないものとする。

11. 契約方法

選定された事業者については、業務の詳細について協議を経た後、当該事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行うものとする。

12. 実施上の留意事項

(1) プロポーザルに係る書類（データ含む。）、内容を提出者に無断で、選定にかかる審査以外の目的に使用しないものとする。

(2) 提出された書類（データ含む。）は、返却しないものとする。

13. 日程

(1) 令和6年(2024年)5月27日(月) 公募開始

(2) 令和6年(2024年)6月3日(月) 事業者説明会

(3) 令和6年(2024年)6月5日(水) プロポーザル参加表明書受付締切

(4) 令和6年(2024年)6月6日(木) 質問メール受付締切

(5) 令和6年(2024年)6月10日(月) 質問メール回答市ホームページ掲載

(6) 令和6年(2024年)6月12日(水) 企画提案書提出締切

(7) 令和6年(2024年)6月18日(火) 第1次審査結果・プレゼン日時通知

(8) 令和6年(2024年)6月21日(金) プレゼンテーション審査

- (9) 令和6年(2024年)6月26日(水)頃 第2次審査(最終審査)結果発表
- (10) 令和6年(2024年)7月 契約締結および学習支援に向けた準備、調整等
- (11) 令和6年(2024年)7月 参加者募集開始
- (12) 令和6年(2024年)8月 学習支援開始

14. 情報公開等

豊中市教育委員会は提案者から提出された企画提案書等について、豊中市情報公開条例(平成13年4月2日条例第28号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示とするものとする。

なお、本プロポーザルによる受託候補者選定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については選定後の開示とする。

15. 事務局

事務全般を担当しプロポーザルの準備、実行、業務案の特定に至るまでの運営業務を行うため教育委員会中央公民館に事務局を設置する。

附則 この要領は、令和4年5月31日から施行する。

附則 この要領は、令和5年5月23日から施行する。

附則 この要領は、令和6年5月20日から施行する。